

議案第63号

福岡市障がい福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する  
条例案

上記の議案を提出する。

平成30年2月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、就労移行支援事業者に障がい者の通勤のための訓練の実施を義務づける等の必要があるによる。

福岡市障がい福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する  
条例

福岡市障がい福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年福岡市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「規定する児童発達支援をいう。以下同じ。）」を「規定する児童発達支援をいう。）」に、「医療型児童発達支援をいう。以下同じ。）」を「医療型児童発達支援をいう。）」に、「放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）の事業」を「放課後等デイサービスをいう。）の事業、居宅訪問型児童発達支援（同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。）の事業」に、「同条第5項に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ。）」を「同条第6項に規定する保育所等訪問支援をいう。）」に改める。

第45条の次に次の1条を加える。

（職場への定着のための支援の実施）

第45条の2 生活介護事業者は、障がい者の職場への定着を促進するため、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障がい者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障がい者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第52条中「，規則第6条の7第1号に規定する者に対して」を削る。

第56条中「第46条」を「第45条の2」に改める。

第57条中「，規則第6条の7第2号に規定する者に対して」を削る。

第61条中「第46条」を「第45条の2」に改める。

第65条の次に次の1条を加える。

（通勤のための訓練の実施）

第65条の2 就労移行支援事業者は，利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう，通勤のための訓練を実施しなければならない。

第70条中「第44条」の次に「，第45条，第46条」を加える。

附 則

この条例は，平成30年4月1日から施行する。